

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 4月10日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 4月10日
午後 1時00分 開会
午後 4時05分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会基本条例（案）の検討…………… 3
2. 視察研修資料について…………… 5 6
千葉県流山市
福島県会津若松市

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 4月10日(火)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 4時05分)

○柏木 剛委員長 それでは始めたいと思います。

新年度が始まって、行政執行部側も我々のほうも、新年度ということで何かと気持ちがいばたばたして、いろいろと対応の状況が始まったという感じですが、そんな中で議会改革特別委員会、本日よろしくお願ひします。

レジュメにはお示ししましたように、本日は議会基本条例(案)の検討ということで、前回の続きをずっと通して、いろいろと我々としての合意できる条文にしていきたいということを考えてます。

本日の目標は、できればきょうは第3章市民と議会の関係から、第6条から入るんですけども、ずっと通しまして目標は最後の第20条までの原案までたどり着きたいというふうに思ってます。一つ、一たんそういう格好で最後までこぎつけて、また改めてということでやりたいと思いますので、何とかきょうは20条まで進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

前回、1個1個のいろいろ御意見とか出た件につきましては、また事務局とも共同しながら、条文については整理していきますが、一応前回は議会及び議員の役割ということで話をしまして、第3章に入ります。

本日は第3章に入ります。市民と議会の関係ということで、この条文からいろいろと御意見を出していただきたいと思ひます。

私のほうで読み上げていきます。

第3章、市民と議会の関係(市民参加及び市民との連携)

第6条、議会は議会における会議を原則公開とする。

2番、議会は参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3番、議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会を設けるものとする。

4番、議会は議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

5番、議会は議会の活動を広報し、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとするという。

以上が、第6条の案です。

これに対して、いろいろと思うところを言っていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 第1項の、会議を原則公開とするという会議は、これはもう特にあれですかね、いろいろな会議があるんですけども、後ろに原則ということがついてるんで、それはもう公開、非公開の会議もあると思うんですけども、その辺の確認だけちょっとしときたいと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか、この会議を原則公開するという中には、いろいろな会議があるんじゃないかと。それを原則という言葉でいいのかどうかという部分です。会議を定義する必要があるかどうかという、そういうことですかね。
副委員長。

○久米啓右副委員長 いろいろな会議について、選択できるような表示なんですけども、それでいいということならいいんですけども、積極的に公開をしていくのか、取捨選択して議会のほうで相談して決めていくのか、その辺だけちょっと態度がはっきりしとけばなと思うんですけど。

○柏木 剛委員長 ちょっとほかに、私ちょっとだけ口出しますと、ちょっとほかの市の例でいきますと、議会は本会議及び委員会を公開するものとし、その他の会議についてはいろいろと公開条例とかありまして、その中でその規定によって市民への積極的な公開に努めるということで、そんなふうには本会議及び委員会は公開、その他の会議については議会公開条例とかいうのがあって、その中で規定しておいて、その中で市民への積極的な公開に努めるというような、こんな条文の市もありました。その辺は、そこまでいったほうがいいのかどうかということかと思えます。

蓮池議員。

○蓮池洋美委員 もやもやさしとくほうがええん違う。原則公開でええんと違う。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 個人のプライバシーみたいなことで、よく事故の関係で、これまで個人名を出さないほうがいいことであったり、その他情報公開条例の中にも、そういう公開をしないところの何ぼかの例があったかと思うんですけども、それを除くということは基本になつとるかと思えますんで、原則公開ということで特段問題はないように思うんですけども。

それと、さっきの本会議と委員会ということになれば、全員協議会は公開しないというふうになっていくんでしょうか、そういうことでいくと。しかし、全協も基本は、今、公開というのが、会議録の公開も含めて、全協がそのものの位置づけが変わってきてというふうに思ったんですけども、その点事務局どうだったですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この、第6条第1項の会議を原則公開、この公開を何を公開かっていうことがまずポイントになってくるかと思います。本会議なり委員会なりの傍聴等のことについていうてらるんでしたら、本会議はもう自治法で公開が規定されております、秘密会以外は。委員会、それから南あわじ市の場合は、全協とそれと会派代表者会議が公的な会議になってます。委員会と、ですからこの2つの会議については、委員長なり議長の許可を得たら傍聴ができるというような形になってるんです。ですから、制限公開制というような形をとっております。

あとまた、公開にはインターネットなどでの公開もありますし、ケーブルテレビとかでの公開とかいうふうな部分もあるんで、どの部分で公開していくのかということを議論していただけたらと思います。

あと、議会の広報の特別委員会、議会運営委員会、議員協議会、会派代表者会議については、インターネットでの公開は申し合わせによりしておりません。

以上です。

○柏木 剛委員長 ちょっと質問していいですか。今のようなところは、どこかに規定があるんですか。今言われたことは、この会議、この会議は傍聴とかいう。

○事務局次長（阿閉裕美） 本会議については、自治法の115条で公開するという規定があります。あと、委員会とそれと議員協議会と会派代表者会議は、委員会については委員会条例、議員協議会、会派代表者会議についてはそれぞれの規定で、議長なり委員長の許可を得たものが傍聴できるというような形になっております。インターネットで公開してるのは、公開をしていないところが議運。

○柏木 剛委員長 それは、どこかに書いてあるんですか。

○事務局次長（阿閉裕美） これは、議会の運営基準に書かれております。南あわじ市議会運営基準に。

○柏木 剛委員長 運営基準に、そうですか。
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、蓮池委員も言われてましたけど、このとおりでええんと違いますか。ちょっとぼかしとる、原則やから別に必ずという意味でもないわけやし、それはいろいろの委員会じゃ何やいいよったら、もうそれこそ余計ややこしくなってくるの違うかなと、もうこの文章でええと思いますけども。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。
森上委員。

○森上祐治委員 今の、もう一遍確認事務局にしたいんですけども、今、次長のほうから南あわじ市が制限公開制をとつとるとおっしゃってましたよね。この制限公開制、会派代表者会議とか議員協議会とか、一応公開してないというようなことと、ここに我々これからつくろうといわゆる原則公開というのは矛盾せえへんのですか。これでもいけるのかな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 原則公開なんで、そのときの議長なり委員長の判断によっては、傍聴を認めないという扱ひもあっても、これ原則という文言がついているのであれば、それで対応はできるのかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 基本的に私もそれでええと思うんですけど、ただ、今だったら制限公開制という言葉聞きよつたらね、その原則公開というのは、これから見通しとしたら、今ちょっと意見も出とつたように、議員協議会とか段々と公開をしていくというような、そういうようにしていくんかいなというようなニュアンスも感じられるんやけども、そこまでは考える必要はないのかなと思えますが。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この、委員長なり議長の許可を得た者が傍聴できるということで、一般的に委員会なりの公開のことを、一般的に制限公開と議会、議会用語になる

んかもわかりませんが、そういうふうな表現の仕方をしております。ですから、公開
というか、傍聴は可能なんですけども、議長の許可がある、委員長が許可があるというふ
うな形をとっていると。ですから、本会議のように、もう公開をせんとあかんという規定
ではないんです。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。
森上委員。

○森上祐治委員 現状のままでも、この原則公開という言葉を使っても何ら問題ないとい
うことやな。南あわじ市議会、今の形でも原則公開でいきよると。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 原則公開の言葉は使えると思います。他市も、委員会につ
いては制限公開制、標準の委員会条例という市議会のほうから出てるんですけども、多く
の市はそれに準拠して委員会条例をつくっておりますので、制限公開制としてるところが
ほとんどだと思います。そういう市も、こういう原則公開という書き方を基本条例制定す
る場合には文言を使ってるので、それは可能かなとは思いますが。

○柏木 剛委員長 この件に関してはどうでしょうか。原則公開でいいんじゃないです
か。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 細部にわたってな、そこまで取り決める必要ないと思う。それだけの、
議長なり委員長なりの判断によって公開する傍聴を認めるとかいう方向にしとかなんだら、
会派代表者会みたいなの会だったら、人に見せられん場合が多々出てくると思うんで、そや
からそこまで縛る、細部にわたって公開する必要ないん違う。原則公開するという言葉で
ええん違う。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか、そういうことで。
はい。じゃあ、ほかに、2項、3項、4項、5項あたりでお願いします。
事務局のほうも手を挙げてもらっても結構ですんで。
よろしいですか。
5項の、この辺のところもよろしいですか。4項そして5項も。広報で。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　まず、第2項ですけれども、第2項で討議を反映させるよう努めるものとするということになっております。それを、この討議という言葉ですけれども、他市の議会では審議に反映させるよう努めるものとするというふうな条文になってるところもあるんです。それで、その部分についてちょっと討議でいいのかどうか、審議っていう文言も検討する必要があるのかなとちょっと思いますので、よろしく願いいたします。

○柏木　剛委員長　　わかりました。

いかがでしょうか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　討議と審議と、どんな取り方するの。

○柏木　剛委員長　　どうでしょうか、事務局。討議と審議の違い。

○事務局次長（阿閉裕美）　　討議は、これ辞書を引いたものなんですけれども、討議はあることについて意見を戦わせること。審議は、詳しくことの可否を議論、検討することというふうな意味合いになっております。

○柏木　剛委員長　　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　審議、討議が審議に含まれるかどうかやな。審議という言葉を使って、討議ということまで含んであるかどうかで、もう含むんだったらちょっと言葉をかえてもええかなと思います。

○柏木　剛委員長　　はい、含んでますか。含んでおれば、もう審議のほうがいいという。森上委員。

○森上祐治委員　　今の次長の説明を聞いてましたら、討議は意見を戦わせると、審議は検討してその先に結論まで持っていくようなニュアンスがありますわね。討議はあくまで軽度の意見をぶつけ合いよると、というようなことからしたら、やっぱり審議という言葉が落ちつくん違うかなというような感じがいたします。

○柏木　剛委員長　　確かに、私もちょっとこれを原稿にした3つの市を見ますと、審議が1つで討議が2つあります。もっともっといろいろあると。ただ、今それは別にこだわ

らずにいきますと、審議のほうがどっちかというひろいというこの委員会の意見かと思
いますので、そんな方向にしておきましょうか。

よろしいですか、事務局のほうも。

はい。

ほかに何かございますか。

よろしいですか、一たんこれで。

事務局まだありますか。お願いします。

○事務局次長（阿閉裕美） そしたら、3項のほうなんですけども、議会は請願及び陳
情を市民による政策提案と位置づけ、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会
を設けるものとするという文言になってるんですけども、まず提案者というのは、これ請
願及び陳情は提出者になりますので、この部分は提出者にやっぱり変えていただくほうが
いいかと思います。

あと、それとですね、これら提出者の意見を聞く機会を設けるものとするということでも
いいかとは思いますが、原則としてこれら提出者の意見を聞く機会を設けるもの
とするというふうな表現の仕方もあるのかなと思いますので、ちょっとその部分について
検討していただけたらと思います。

○柏木 剛委員長 はい、意味はわかりました。

いかがでしょうか。

まず1点は、原則としてという言葉、意見を聞く機会を設けるのは原則として設ける
ことができる。もう1つは、提出者のほうがいいんじゃないかと。これは、言葉としては
提出者のほうが正確なんですね。正しい表現なんですね。その2点です。

何か御意見ございますか。

印部議員、今、第6条の3項です。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 請願の場合は、今まで委員会なりに付託をして、議論をするというこ
とを基本にしてきましたけれども、陳情の場合はそこまでやってないんですね。机上配付
というのが基本になっただけのように思うんですけども、今後は、だから陳情もそういうも
のがあれば委員会で取り上げてやっていくということを決めるということになるわけです
か。

これで、請願も陳情も同等の扱いというふうな印象がありますけども。そのあたり、と
らえ方ですね。陳情の中には、もう何か送りつけてくるだけのようなものもあったりして
ね。なかなか取り扱いに困るというか。呼ぶようなことにもなるか、いろいろなものがあ

るんで、そのあたりどうなのかなと思いますね。積極的にやるのはいいんだと思うんですけどね。いいほうだと思っただけでも、これさばくだけでも大変になってくるかなという感じしますね。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 だから、この、今、原則としてという言葉を入れたらどうかと言いよったんと違うかな。そういう意味で。だから、原則としてだったら、別に陳情は我々内規でもう机上配付だけでええぞというようなこともすることはできるし。

○柏木 剛委員長 はいどうぞ、事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 陳情については、会議規則の133条の規定によって、議長は議会運営委員会に諮問をして、取り扱いを検討して、請願と同じような取り扱いをすると議運で決まったならば請願のような取り扱いをするんですけども、大概の陳情は、議運に諮ったら全議員に写しを配付するというような取り扱いで処理をしております。請願とか陳情についての審議の過程において、参考人を呼ぶ呼べへんというのはこれは委員会の判断になってくるんです。委員会で参考人を呼んで、審議するかしないかっていうことになってくるんで、それを基本条例で提案者の意見を聞く、提出者の意見を聞く機会を設けるとははっきりと書くか、原則として意見を聞く機会を設けるとして、ある程度は委員会の判断にゆだねるような、ちょっと融通の持った形に規定するかどうかというような部分で検討をお願いしたいと思って、ちょっと、今、提案させていただいたんです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 請願と陳情の違いというのは、結局請願の場合は紹介議員をつけてくるというのが請願で、それが無いのが陳情という取り扱いですわね。その差をもって、議会運営委員会で諮って、陳情の取り扱いを決めるということが基本になつるということですね。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 我々南あわじ市議会の現状は、私はそれでええと思うんですよ。それを、これに反映させるとしたらこれで問題あるのかな。ないんだったら、もうこれでええん違うかな。

○柏木 剛委員長 あったほうがいいという意味ですか、原則という言葉は。

○森上祐治委員 現状でわしはええと思うねん、これ、今のやり方な。陳情はとにかく机上配付で、議運であれして、大体それでいきよる。その形を、この基本条例に反映するんであれば、この3条3項で問題あるんかいなど。なかったらもうそれでええやんか。いや、それをちょっと心配してくれよんの違うんかな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） その部分はそれで、今までの規定どおりでええんかなと思います。ただ、提出者の意見を聞く機会を設けるものとするということを基本条例でもう決めてしまうのか、基本条例でもうきちんと規定してしまうのか、原則としてという言葉をつけて、委員会の判断にある程度ゆだねるというゆとりを持たせるとするか、融通を持たせた条文にするのかということを検討していただきたいということです。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

原則としてが入ったほうがいい、いかがでしょうか。

もう、大体首がうんうんと縦に振られてますんで、じゃあ原則としてと入れるということまで一つ原案を。はい、わかりました。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 陳情は、これからは委員会に挙げるという解釈したらええんけ。個人配付するものを、委員会で取り上げるという解釈したらええんけ。

○久米啓右副委員長 今までどおりという確認。

○蓮池洋美委員 今までどおり、そしたら文章もさわらずか。

○柏木 剛委員長 原則つけるだけで。

○蓮池洋美委員 原則つけるの。原則として入れたらどういう意味があるの。

○森上祐治委員 今までの南あわじ市議会の、我々の形をより正確に反映する文言になるん違うかと次長がおっしゃっつとると思うんです。

○蓮池洋美委員 ただそれだけの意味。

○事務局次長（阿閉裕美） この原則としてというのは、提案者を参考人として呼んで意見を聞く機会を設けるというのを、もうここで原則をつけずに、それをそういうふうな条文にするのか規定にするのか、原則としてという文言をつけたら、ある程度委員会に判断をゆだねられるのかなど。これは、審議するにあたって、提出者の意見を聞く場合のところに原則としてというようなのがかかってくるという話を今してるんで、請願でなくて陳情の取り扱いについては、今までの南あわじ市の会議規則の規定にのっとったやり方で、判断をして、陳情、請願と同じ位置づけをして、委員会で審議するというふうなやり方は今までどおりでいいのかなとは思ってます。ただ、それについてももうちょっとこの条文にきちんとそういうふうなことを載せるというのであれば、またこの前段のほうの条文の最初のほうが少し違ってくるのかなとは思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今まででも何も障害もなしに、今までどおり何もなしにいきよったんよって、今までどおりでええん違うけ。そないにいじくりまわさんでも。

○柏木 剛委員長 3項は、もう原則として入れば、実は今までやってきたことを昇華したということ。そうですね、と思います。

原則としてということを入れて、やってることを改めてここで宣言したようなことだと思えますんで。

原口委員。

○原口育大委員 ちょっと基本的なとこなんですけど、市民参加及び市民との連携というこの文章の中の市民ですけど、これを南あわじ市民と読みかえると、ちょっと請願とかやと市外からも来るわけですけども、そこら辺はどういうふうに理解したらよろしいですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 請願についても陳情についても、市民以外の人からも出てきます。ですが、請願については市民以外の人から出てきても、これは会議規則によって委員会に付託されて委員会に審議するということになってます。陳情については、市民以

外、市民からといろいろあると思いますけども、やっぱり市民から出された陳情については、議運等での取り扱いの判断をしていただくときに、そういうことも検討した中で判断をしていただいたらよいと思いますし、それが今までどおり皆さんに写しを配付するというような形になりましても、個々の議員さんが、やはりこれは市民から出てきたものなんで所管の委員会ということで、所属する自分の委員会がその所管してるのであれば、委員会で提案をして審議をしていただくというようなこともできるのかなと思います。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 結局、仮に南あわじ市以外の人の市民から出てきたとしても、その中身が南あわじ市民にも影響があるなとか関係するなと考えたら、市民のためと判断したら市内の市民も、その場合はですけど、含めたような考えで別に市外の人やから区別する必要はないというふうに考えてええように私は思うんですけど。それも議運なりに、先ほどのあれからいくと任せて、判断はまずそこがするというで解釈すればこれでいいのかなというふうに今思います。

○柏木 剛委員長 そしたら、次いきましょうか。

じゃ次第4章、行政と議会の関係のほうに進みます。

また、私のほうで読み上げていきます。

議会及び議員と市長等執行機関との関係。

第7条、議会は市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という）との関係は、次に掲げるところにより、緊張ある関係を保持することに努めなければならない。

（1）本会議における議員と市長等の質疑は広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

（2）本会議及び委員会において、市長等は議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができる。

この部分について、御意見をお願いします。

原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今、代表質問で最初に一括質問の部分設けてますけども、それは別に支障ないですか。代表質問のときね、一応最初は総括質疑というか、まとめて質問しておいて、質問席へかえって一問一答やっとするんですけど、それは別にこれがあるからそれができなくなるということではないと判断していいですか。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか事務局。ほかの委員から御意見、また事務局、今の

原口委員の問いに対して。代表質問は、この範囲とは違う形になるんだけども、これはこれで構わないかという意味ですけどね。一問一答じゃないという格好でいえば。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　そういうことについて、議員さんで検討をしてほしいんですけども。

○柏木　剛委員長　　そういうことです。どうでしょうか。
印部委員。

○印部久信委員　　今の代表質問の質問形式は、そしたらどこからこういう形式でやらんかいうて挙がってきたんで。ここに、今やりよる代表質問のやり方については、何のこの規則も何にもなしでやりよるわけだろ。ということは、議運において協議して、議運の中の合意のもとでやりよるん違うの。

○柏木　剛委員長　　事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　代表質問の質問の仕方については、運営基準で申し合わせになるんですけども規定されてます。この運営基準については、会派規定ができて会派が結成されることとなったときに、そういう形ですということを経験なり全協で協議をした結果、こういう申し合わせにして、この運営基準のほうで規定をしております。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　ということは、委員長、この（１）についての場合、これに書いてあること自体以外にやる方法の場合、議運と全協、代表者会において合意が得られれば、この範囲の中で必ずしも埋まらなければならないということはないん違うんか。あくまでも、このくくりの中で、議運、全協、代表者会の合意のもとにやるということはできらんの。この縛りはそんだけきついんか。そやから、これはこれであって、今のやり方はやり方でもいけるん違うの。

○柏木　剛委員長　　そういうことですね。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今の代表質問がベストかどうかということちょっとおいといて、こ

のやり方として一問一答方式というのは、非常に争点が明確になるということ間違いな
いと思うんですよね。だから、今後代表質問のあり方もさらにこういう議会改革の中で議
論を深めていけばいいということになるのかなと、私はそう思うんですけれども。今の代
表質問のありようが、これもどこかでまた評価してもいいのかなというふうには思います
けれども。ですから、こういう議会改革の条例の中でうたうことは、これはこれとして今
後の議会のあり方というのを決めていくことになるかと思えますので、今あることはすべ
て固定ではないという理解はしたいと思うんですけれども。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この一問一答方式というのは、我々南あわじ市が合併して以降、一貫
して議会の本会議等の質疑の大原則としてずっときてることやな。これは、やっぱり我々
皆了解してることであるし、ただ私が記憶してるんだったら、さっき次長おっしゃったよ
うに、会派制ができてそのときに、若干その本会議の進め方とか代表質問云々というよう
な、場所も時間も一般個人質問と若干区別しようというようなことで、代表者会等で一応
話し合っって申し合わせしたんであって、さっき印部委員おっしゃったように大原則はこれ
やから、その中であと代表質問の形をどうしようとか、これ議会運営の技術的な問題で、
これはどないでもなるん違うかなと思うねんけどな。

○柏木 剛委員長 そうなんですよ、この条例そのものが、今、印部委員言われたよう
に、いろいろ一般質問にしても代表質問にしても運営基準があって、あるいは討論の通告
とかすべてについて、質問にしても何か皆ある上の中であえて言おうとしているのはこの2
つだけという感じの位置づけなんですよ。もっと広い意味では、議会の中での質問の仕
方とかいうのは全部運営基準があるんですよ。

印部委員。

○印部久信委員 だから、それはあんまりそこまでくくってしもたらできへんで、や
っぱり代表者会、議運、全協というものがあるねんから、やっぱりそれはその都度都度こ
の基本の中での多少の動きはええと思うねんけどな、皆で考えたら。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

原口委員。

○原口育大委員 先ほど来の、市民との関係等も含めて、原則としてということで何か
ずっときてると思うんですよね。だから、やっぱり原則として一問一答の方式で行うとし

とくほうが、これが最高規範という言い方は僕ちょっと反対ですけど、そういうふうに乗められるとしたら、やはりほかの規則よりはかなり上になかったらおかしい話なんで、やっぱり原則というて入れといたほうが、あと議運とかで扱いやすいのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 原則という言葉を入れるのも一つの方法かと思いますが、一応一問一答方式というのは、やっぱりこの条例の中でも一つの大きい部分やと思いますので、一問一答方式として、あと運用についてはこの申し合わせのような方法で行うというような考え方もあるのかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは批判でないねんけど、今回のテレビをこう見よって、結局代表質問やな、ええ悪いは別として、市民の声としたら議員が一方的にしゃべって、執行部が所管ごとに一方的にしゃべって、何を言いよるのかわからんというそういう声が二、三ありました。だから、何か一方的に言って、本当に一問一答というか、何かもうそういう案外、これはええという人もおるのか知らんけど、私に聞こえてきたのは、本当に一方的にしゃべって一方的に所管がしゃべって、何を言いよるのかわからへんと言う人もかなりあったんで、そんなことも考えていかないかんの違うかなと思いますわ。

○柏木 剛委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 これは、申し合わせで今の会派代表の質問というのはやりよるけど、一問一答方式で代表質問やろうと思たらできないことはないねんからな。今の場合の代表質問というのは言いつ放し聞きつ放し、あるいは時間があれば、今度はそれに対してまた質問者が再質問もできるようにしてあるねんけれども、その時間の使い方がもう一つまいこといってないんで、言いつ放しの聞きつ放しで終わりよるわけよ。そやから、執行部の答弁あとで聞きよったら何に対して答えてるのかわからへんようになる。

○柏木 剛委員長 この運営基準というのがあって、その中に一般質問とかあるいは代表質問でも、1回目は登壇して2回目以降は質問席において遣り取りできるとなると、こんな運営基準があるんですよ。

森上委員。

○森上祐治委員　　この代表質問制というのを採用したときに、ちょっと私記憶しとんのは、一つ国会の形というか、国会の党首が各党派の代表というようなことも話出たように記憶しとんですけども、要するに代表質問で会派制をとったときに、会派としての基本的な質問、政策云々について執行部にただと。基本的な事項をただして、あとそれを受けて個人質問で具体的になんがなんが質問していったら、そんな二段構えの形がええんかなというような話をしたようにも思うんですけども、あくまで南あわじ市議会の基本的な方式というのは一問一答制やから、原則としてというよりもやっぱり一問一答が大原則なんよ。だから、それをもとにあと代表質問の形、だから一問一答はあかんと言うてない。半分ぐらいにして、あとはもう自分の席に戻って一問一答制で補足質問しようかと当初はそない思ったんやけど、それがうまいこと理想と現実が余りにも差がありすぎるということやな。

○柏木　剛委員長　　熊田委員。

○熊田　司委員　　そしたら申しわけないんですが、代表質問のときに、その代表者が一問ずつ答えを聞くというやり方はしようと思っただけでできるんですよ。

○柏木　剛委員長　　事務局。

○事務局長（高川欣士）　　ちょっと、そこの運営基準のところ読ませていただきますと、代表質問は1回目は登壇して一括質疑として、2回目以降は質問席において一問一答方式で行うというふうに運営基準では書かれておるとのことなんで、今言われたように、その基準によりますと、1回目については総括質疑というかすべて言って、時間があれば一問一答というような形の申し合わせになってます。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　ただ、現状は、代表質問する人は質問する項目が多すぎて、答弁するほうがそれを一つずつ答えたらそれでもう時間が終わってしまうというようになってる。そやから、私は質問席に戻ってあとで一問一答で聞かんなんと思うんなら思うように、総括質問の幅もある程度狭めとかんといかんわけや。それを各担当部長が皆言うからな。

○柏木　剛委員長　　それじゃ、この辺はもうこうしときましようか。私もちょっともや

もやしてきたのは、印部委員に言われたように、この基本条例というのはこの2つだけを挙げとただけでいいんだらうかというのがちょっともやもやしとるんですけど、やっぱりこれはこれで別にいろいろ規則があったり運営基準があった中で、特に大事な分だけを抜き出した基準であると。そんなふうな割り切りといいますか、そんな考え方でいけば、この2つをあえて今ここで言うのはここだということかなというふうには、ちょっとずっと今思いながら、こんなたくさんのいろいろの発言にしても質疑にしても、全部規則がありながらあえて入れとんのはこの2つだけというのはどうかと思ったんですけども、そんな考え方でいっていいんですかね、これ。基本条例というか、位置づけとしては。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　ここで言いたいのは、その論点、争点を明確にするということが一番大事な点だと思うんですよ。そのやり方はもう運営基準等で決められておるんで、それはそれにゆだねるんやけども、その一問一答というのをやっぱり文言として挙げたいんで、表現をどうするかということになると思うんですね。ですから、結局文章の最後は、論点及び争点を明確にして行うものとするというふうに持っていけば、その前には、例えば質疑は一問一答方式を活用し論点を明確にするということになれば、総括質疑であるとかいうのはそういう運営基準で決められておるのでそれに従うけども、そういう考え方で条文考えたほうがわかりやすいのかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長　　一番ここで言いたいのは、論点及び争点を明確にすることであると。議員と市民と議会との関係を保持することに努めると、そのために一問一答方式をやることであるという、そういう考え方ですね。

○久米啓右副委員長　　阿部委員も言われたように、聞いてとってもわからなかったら何も意味がないんで。一応、総括質疑はできるというのは残せますんで、そんなんでちょっと。

○柏木 剛委員長　　じゃあ、今のような方向でちょっと考えてみましょうか。よろしいですか。

次、2番のほうの反問の問題についてはいかがでしょうか。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　それでですね、この部分第1号で質疑はとなってるんですけども、質疑というのは議案とか上程された案件に対する疑義をただすということなんで、一般質問はやっぱり質問という表現になってくると思うんですけども。南あわじ市の場合は、質疑については当然一問一答になってるんですけども、会議規則の中の質疑の規定に

については、あれは総括質疑の形の会議規則の規定になってるんですね。それを、一問一答ということで運用してるんです。その件については、そういう申し合わせにも書かれてないんですけど、そういう運用がされてます。されてるので、できたらこの基本条例にこの際規定するものいいのかな、質疑、質問ということでと思う、そういうことも可能かな、しといたほうがいいのかなどうかというのが、ちょっと事務局として気持ちの中にあるんです。今回これを質問だけにするのか、一応質疑も合わせて一問一答ということで規定をするのかということもちょっと検討いただけたらなと思います。

○柏木 剛委員長 今、言われたのは、質疑という問題とその他一般質問、緊急質問とかいう、こういう質問と質疑とはちょっと別に定義したほうがいいんじゃないかという、そういう意味ですか。かと思うんですけども。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） そうです。それで、質疑だけとするのか、質疑及び質問はというふうな表現にするのかということを検討いただきたいということです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 我々議会で審議するときに、質疑とか質問とか余り区別して考えてやってるケースって少ないと思うんです。改めて、質疑と質問との違いということを理解しておくというのは、議会のごく基本的なものだと思うので、質疑と質問についての縦分けというか、これは基本の中に入らしておくというのはいいことだと思うんですけどね。

○柏木 剛委員長 そうするところは、そういう意味じゃあえて質疑としとくほうが。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 質問と質疑と、やっぱり両方入れとくほうがええという意見だと思います。そんなら、もう一般質問及び質疑応答はとかね。我々がするのは一般質問と質疑ですわね、本会議で。ですから、質問だけでええということだったら、質問と質疑は両方表現しておくほうがいいということです。一般をつけようがつけまいがいいんですけど。質問及び質疑でええんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 なるほど、はい。

じゃあ、そういうことで、質問及び質疑、質疑及び質問という、そういう格好の表現にしておく。

○印部久信委員 議長から案内来よるのはどない書いてある。一般質問を許可するか何か、質問やの。

○柏木 剛委員長 そうですね、明確に違うんですよね、これはね。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） それとですね、第7条のこの1項の、議会は市長等執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより緊張ある関係を保持することに努めなければならないとなってるんですけども、この議会は市長等執行機関及びその職員と緊張関係を保持することに努めるのか、それとも中には議会審議における議員と市長等その他の執行機関及びその職員は、緊張ある関係の保持に努めなければならないというような表現のところの基本条例もあるんです。それで、今回市長等執行機関及びその職員ととなってるんですけども、議会審議における議員と市長等その他の執行機関及びその職員という部分について、審議のときに緊張関係の保持に努めるのか、もう全体的に緊張関係の保持に努めるのかという部分について二通りの条例の書き方があるんです、他市のを見ていましたら。その部分について、ちょっと検討いただきたいなと思います。

○柏木 剛委員長 もう一回、その職員にかわる言葉というのは、議会審議における出席。

○事務局次長（阿閉裕美） 議会審議における議員と市長等執行機関の職員という表現と二通りあります。

○柏木 剛委員長 審議におけるという言葉が最初に入ってくるんですね。あえて、議会審議におけるという言葉は、最初の頭に入れる必要ないんじゃないかということですか。今の件はそういうことで。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでいいと思うんです。この文章的にこれでいいですか、何か議会は関係ある、主語が2つくるんやけど。議会は市長等執行機関及びその職員との関係についてとか、「は」が2つきて、主語が2つあるような感じがするんで、主には「議会は」で、との関係についてぐらいのことでしょ。市長等執行機関及びその職員との関係について、次に掲げるところにより。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これはね、下の（１）（２）については議会のことについて書いてありますよね、会議中のことについて。次に掲げるところにより緊張ある関係を保持することというたら議会のことを言うてるから、この意味自体はその審議においてという形をとるのが正しいのではないんですか。

○柏木 剛委員長 じゃあ、さっきの話もとに戻って。

○熊田 司委員 その上のね、第7条、議会は市長等運営機関との関係は次に掲げるところによりやったら、（１）（２）の内容について緊張ある関係を保持することに努めとなると、審議においてという形になってくるのが。

○柏木 剛委員長 議会審議におけるという言葉が入ったほうがええんじゃないかという。

○熊田 司委員 その（１）（２）という、次掲げるところによりという文章入れるんですしたらね。

○柏木 剛委員長 その話は次の話やね。ただ、蛭子委員が言われたのはちょっと別の話で。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何か、関係について議会は努めるんですよ。関係はどうするんですか。議会は努めるわけやね。その関係は、保持することになる。言葉として、「は」というたら主語が2つくるような感じがして、ちょっと1つの文章ですするというのは、何か文法的におかしな感じがしてね。文法的におかしな感じがするだけのことなんです。読んだ感じで。だから、この関係性を示したいだけのことであって、議会は努めるわけで、何を努めるかというとその関係性ということがわかったらいいことですよ。

○柏木 剛委員長 議会は、関係はという主語が2つあるんじゃないかという意味ですよ。

森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと、文言整理という観点から意見言いたいんですけども、議会

及び議員とこのかっこの中のあれやな。これは、議会及び議員と市長等執行機関の関係と、執行機関というのは組織のことなんかな。それで、その前段、我々の側からいうたら議会が組織なんや。だから、組織とセクションの関係だったら、及び議員というのはここはいらんと思うねんな。だから、議会と市長等執行機関との関係と。その下を見よったら、議会は市長等執行機関及びその職員との関係はと、こっちは議会は組織、あとのほうは執行機関、組織と職員と、これするんだったら、議会及び議員はとせないかんと思うねんな。だから、組織と人という関係だったら。だから、第7条まで議会及び議員はというような形のほうが望ましいん違うかなという感じがするんです。

○柏木 剛委員長 じゃあ、一回休憩します。
10分まで。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時10分)

○柏木 剛委員長 今の条をまとめます。まず1点残ったのは、蛭子委員の言われた、この議会はと関係はという言葉、確かにおっしゃるとおりだと思います。したがって、ちょっとこれは直すとするれば、議会は市長等執行機関及びその職員とは、との関係はというやつはなくてもいいんかという。あるいは、または関係はについてはということはおっしゃるとおりと思いました。そのどちらかで、ちょっとまた考えてみます。

それから、熊田委員が最後に言われた、議会審議における言葉が入ったほうがいいんじゃないかという言葉もそのとおり、またちょっともとへ戻るんですけども、そのとおりかなという感じもする部分があります。これは、全体に対して緊張関係に努めたらいいんじゃないかということもあつたんですけども、この2項だけ見る限りでは、議会審議におけるという言葉が入ったほうがいいんじゃないかということも、あとで言われた件もそうかなと思うんです。この辺はどうしましょう、ここでもう一回一つの案としてはどこかでしときましようか。しないことには、ちょっと現行案がなかなか固まらない部分があるので、固めるつもりはないんですけども。どうしましょう、議会審議におけるという言葉が、改めて一たん入れてペケにしたんですけども、入ったほうがいいのかどうか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 熊田委員の言われたのは、その下の2つの項目は、議会審議のことを指してるということなので、そういうことかと思います。ですから、議会審議における、議会とくるとおかしいんで、議会審議における議員とにすればあと文章がうまいこと

いくかなと思うんですけどもね。その辺でちょっと整理して。

○柏木 剛委員長 じゃあ、一たんその線で、また改めて何度でも見直す機会はあると思いますんで、ちょっとこの辺はコメントは米印をつけての格好にしておくなりして。わかりました。じゃあ、これは一応そういう言葉を入れるという方向で。

ちょっと次へ進んでいきます。

一番下、政策等の形成過程の説明ということです。

すいません、反問権の話がありました。これについて何か、この言葉非常にシンプルなんですけども、どうでしょうか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 私はこれでええと思います。

○柏木 剛委員長 どちらかといいますと、もう少し搾るという意味で言ったら、例えば質問の趣旨を確認するために反問という言葉を入れるようなことが多いかと、それで範囲を絞るか、それとももうすべてそんなことなしに趣旨確認。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 質問の趣旨を確認するということは、もともと認められておることなので、それよりちょっと突っ込んだことを、議会と市長側との関係をつくろうということなんですから。

○柏木 剛委員長 わかりました。素朴な質問、ちょっとどういうことかというあれは、聞き取りにくかったとかそういうことの質問以外にも、もっといろいろな意味で反問することができるという意味を含んでおるということ。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 我々議員として、いろいろ反問されるということは、非常に緊張感持って質問することになるんですけども、例えば予算の措置についてとかいうことをいわれても、我々執行権がないものに予算の措置を質問されてもそれはもう愚問だと思うんですね、質問するほうが。ですから、当然そういう質問は出てこないというふうに思います。出てきても、我々お金が使える立場じゃないんですからね。そういうことをはっきりと議員の皆さんも認識していただいとって、反問を受けてそれに反論すると、逆にまた反論するというようなことで、その執行権に関する質問に対しては、我々答弁しようがないというようなことじゃないですか。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この、市長等の反問は、それはそんでええねんけどね、こういう反問するねんな。最終的に執行部の反問というのはな、「そしたら財源はどうするんですか」という反問が出てくるねんの。そういう反問されたら困るんのよの。そこが問題になってくるねん。議員が提案するやつは、すべてお金がついて回る質問も結構あると思うねんな、提言、提案に対して。提言、提案に対しては、お金がついて回る提案がある。それに対して、執行部側から「ならば財源はどうして捻出するんですか」という反問がきた場合に、これは困るねん。そういう反問は。

○久米啓右副委員長 そういう質問には答弁する必要ないと思います。議長が逆に、「今の反問は、議員に対しては答弁する必要ないと思いますので却下します」とかいうね、議長がその質問をとめてもらうというのが正しいかなと思いますね。我々答弁しようがないんですからね。

○印部久信委員 そうそう、それがあるねんな。だから、そこよの。何ぼええこと言いよったって、財政的措置は何ですかとか、お金はどうするんですかとか、今の南あわじ市の財政の中ではそんなことどないしてやるんですかとか、そういう反問された場合にどないも仕方ない。

○柏木 剛委員長 提案ができないですね。
印部委員。

○印部久信委員 あれ、今の制度の中で、このあえて反問することができるでなしに、反問できるの違うの。

○柏木 剛委員長 事務局、どうですか。

○事務局次長（阿閉裕美） 執行部が出席してるのは、説明員として出席しています。ですから、説明をすることは当然なんです。反対に、議員に対して質問するという趣旨で議会のほうが出席要求をしているわけではないので、本来議員に対しての質問はできないということになります。

○柏木 剛委員長 じゃあ、ここまではっきりと。

阿部委員。

○阿部計一委員　　この、市長等というのはどういう意味ですかね。職員も含めるとい
う。

○柏木 剛委員長　　はい、そうです。上にも書いてます。

じゃあ、この線でいきましょうか。よろしいですか。

じゃあ次のページいきます。

政策等の形成過程の説明ということ、これも新しい部分です。

第8条、議会は市長が提案する重要な政策について、その政策等の水準を高めるため、
市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景。
- (2) 提案に至るまでの経緯。
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討。
- (4) 市民参加の実施のありなしとその内容。
- (5) 総合計画との整合性。
- (6) 財源措置。
- (7) 将来にわたる効果及び費用。

次いきます。

2項、議会は前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点
及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるもの
とする。ということです。

これが、重要な政策については、こういうことについて説明を求めるということです。

この第8条について、御意見をお願いします。

ここで言うとするのは、この6項目の情報提供をしてもらいたいということ、議会在執
行部に対して言うとするということです。きちっとした説明を情報として出して、説明し
てくださいということですね。

何か御意見ございますか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これは大体、新規事業が提案されたときに、予算委員会なりその他予
算審議が多いかと思うんですけどね。そういうところの附属的な資料で、必ずつけるとい
うような理解をしていいですかね。新規事業でしょ。これまでやってるものを、毎年やっ
てるものを全部1から10までということになるのかなど。必要に応じて求めるというこ
ともあるかと思うんですけどね、必要に応じてね。だから、必要条件としては、新規事

業については必ずこの説明はこの項目についてはすると。それ以外の他の政策でも、議会になるのか議員になるのか、常にこういう説明をする姿勢を見せていただくということに、これが十分条件になるのかなと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 蛭子委員の言われたとおりかなと思います。通常の前算説明書とありますけども、あれは説明書で十分なんですが、特に新しく取り組む事業となると、やっぱり詳細な説明を求めるということが大事かなということで、そういう意味の条文だと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 実際の運用上で、ちょっと確認したいんですけど、これ前算というか当初前算みたいなのが主なものになってくるとしたら、3月議会で上程されてから、上程というか議案書が送られてくる段階ではもう準備できてないとあかんと思うんですけども、重要な政策について明らかにするよう求めるものとするということになっとなるんで、これはやっぱり議会のほうから、これとこれについては求めるか求めないかという判断するタイミングがいろいろある気がするんですけど、それは実際にそういう運用しようと思ったら、議案書をつくりよる段階でこれにはちゃんとつけといてよという話、議案がどんなもんが出てくるかというのが、まず議運なりに出てきた段階で判断せんとできひんような気がするんですけど、そこは実務上どういうふうにかえたらいいんですかね。

○事務局次長（阿閉裕美） どの段階で執行部に求めるかという話ですかね。

○原口育大委員 そうですね、議案書が配られてきてから、これが抜けるとかいう話にもなってもあれやし、これが重要やという認識というのは議会のほうから求めることでないと、向こうがどれにつけたらええかという話になってくるでしょ。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） まず、ちょっとここで議員さんに検討していただきたいと思ってるのが、重要な政策についてという表現なんです。これが重要な政策というのは、またどこかでこのようなものという取り決めをする必要があるかなと思います、こういう表現にすれば。でなくて、他市では計画、政策、施策、事業等についてというふ

うな表現にしてるところもあります。いつ求めるかというのは、その都度求めるという考え方もあるし、ある程度執行部に新しい計画を議案として提案してくるときは、もう必ず挙げてくださいよというふうなことでもう先から申し出して、議案を配付するときに合わせて配付してもらおうというふうな取り決めの仕方もあると思いますので、その辺についてもちょっと議論していただいたらいいのかなと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 恐らくそれら各担当部は、新規事業やる場合に、財務やら市長やらに調整すると思うんです、絶対に。そういう中で、新規事業として形あるものになってくると。市長が、あるいはその財政とかが審議をした経過がわかれば、そういうものをつくってると思うんですね、提案書というのか、事業の予算求めるときに事務折衝やったりいろいろしてると思うんですよ。だから、新規事業と名がつくものは大抵持つてはるはずなんですよ、絶対ね。それでその中で、例えば予算の枠で、これぐらいの予算使う場合は重要な事項というようなくくり方をすれば、そういう重要政策とその他附属的な政策というのは分かれてくるのかなというようにもしますし、また執行部自身が重要な政策と思えば出してきたらいいし、出してきたものの中に不足があれば議会としても求めていくということもあるだろうし、まずは執行部にゆだねた上で、審議をしたり調査をした中で、これはもう少し詳しいものをほしいという、そういう議論の展開に応じて求めていくという、それは十分条件で私言うたつもりなんですけども。必要条件は、やっぱり執行部にまずはゆだねて、ある程度の枠組みで、予算の枠組みこれ位というように示すことも大事かもわからないですけどもね。小さな予算であっても、執行部がこれは大事だと思う部分もきっとあると思うんですよ。だから、これは執行部にゆだねるということにして、しかしその中で議論をしていけば、やっぱりこれはもっと出してくるべきだということも質問の中で出てくるだろうと思うし、それは委員会なり、委員長なり、議長なりの判断の中である、あるいは質疑の中で求めたときに出してくる、こういう遣り取りがあれば、実践的にはタイミングということは余り考えなくてもいいのではないかなというように思いますが、その点どうでしょうか。

○柏木 剛委員長 そうですね、どうですかね。
印部委員。

○印部久信委員 そんでええん違う、そうせんことには、まず議案提案してきて、本会議場で提案説明があって付託するわね。そこで、委員会で質疑して、しておる過程において必要な資料の提出というのが出てくるわけよ。審議しておる過程の中において。だか

ら、事前にこれとこれの資料提出ということになると、またある意味では事前審査にもならんのかもわからんけどもね。

○柏木 剛委員長 どうですかね、原口委員、今の。

○原口育大委員 ちょっと実務上ね、議会はいうたら求めるものとするというふうに読めるんで、この条文自体の主語と述語ということでいくと、そうするとそういう行為を議会が責任を持ってせなあかんような形にとられると、実務上どういうタイミングでやったらええんかなというふうに思っただけで、運営上、今、蛭子委員とか言うたように、執行部が自主的に出してくれるんやというふうなことを期待して運用する程度であれば全然問題ないんですけど、こっちから求めないかんというふうな枠がはめられるんだったら、ちょっと議運なりとしては、スケジュールの中でチェックするタイミングがいるんかなというふうに思ったんでちょっと確認したんですけど。

○柏木 剛委員長 局長、お願いします。

○事務局長（高川欣士） 私も、過去に予算を経験してますんで、さっき蛭子議員さんが言われたように、多分そのときの市政方針なりを受けて主要事業ということをつくっていきますんで、その事業のうちの、例えば新規事業についてはもう確実にいるというふうにある程度枠をくくっとけば、当然予算でその予算をつけるかつけないかと、担当課から事業ヒアリングするときも、当然議会が求めているようなことは多分ヒアリングするはずなんで、その様式で執行部がつくっておけば、重複する資料ではないというふうに思いますんで、あとは審議の中で、継続事業であっても、それについては新たに議会でその審議の途中で求めていくというような二段階構えでもいいんじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 そういう考えで、一応最初は問題は重要な政策ということですけど、これは蛭子委員が言われたように、金額の大小やない部分があるということはもうそのとおりだと思うんで。我々の考え方としては、まずは執行部から出してくる、自分として認識した範囲の中で重要な政策については資料を準備しますと、こういう説明できる資料を準備しますということでスタートして、委員会とかの中で必要なものについては、やっぱりこれは重要であるということがあれば、追ってこういうものについての資料を求める、委員会の中で資料を求めていくという、重要な政策というのはそんな考え方で、まずは執行部が認識する重要な政策については事前に予算なら予算のときに出してもらおうと。ただ、出してなくても、委員会の中で投資があると、その投資については事後でいろいろ聞いて

いくと、やっぱりその費用対効果とかいろいろなことが、あとで見たいときはそれなりの資料を準備してもらって出してもらおうという、そんな柔軟な考え方かと思うんですけど。そういうことで、この表現の中は。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 先ほども言いましたように、この重要なという文言はもう外しておいたほうがいいと思います。執行部が提案してくる政策について、執行部に最初はやだねて資料を出してもらおうという形になるんで、そのほうがいいと思いますが。

○柏木 剛委員長 なるほど、はい。

2項についてはどうですか、印部委員言われましたように、評価に資する審議、それが市民にとってもそれが大事やと思うんですけど。この辺は、上のことで入ってるのかな、途中で。これ、2番は1番とどう違ったんだったかな。これはもう精神論ですね。上の大体でもって、あとは2番目はきちっとした審議をしないとイケないということを書いたもんです。それと、その9条もそれに若干関係してるんで、問題はこっちのほうが大きいかなと思うんで、ちょっとそっちへ進んでよろしいですか。

第9条、重要な計画の議決事件への追加ということです。

第9条、議会は議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を負いながら、計画的かつ市民の目線に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるような重要な計画について議会の議決を行うという。以下、1番から7番まで書いてます。

そして2番、市が他の団体と結ぶ提携または協定のうち予算の伴うものということで、第9条については、ここまでこういう計画こういう計画ということの規定するのか、あるいは次のページの下のほうにあります第9条別案というのがあります。

第9条、議会は議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を負いながら、計画的かつ市民の目線に立った透明性の高い市政の運営に資するため、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更に関することについて議会の議決を行うという、ここはちょっとこれは内容、どういう計画について議決事件にするかということをあえて言わない表現のものと2つ併記してます。どちらのほうがより柔軟なのかどうかということなんですけども。まず、この9条についての御意見を。もう1つ次いきます。

次のページ、2番、議会及び市長等は、前項に掲げるもののほか、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結にあたって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとするという、ここまでです第9条は。

これが非常に新規性のある部分かと思うんで、いろいろ御意見を賜りたいと思いますが。森上委員。

○森上祐治委員 質問なんですけども、第9条の第6項かな、教育に関する計画と書いてあるんですけど、これは具体的にどんなことを議決に加えようとしてるんですか、その教育に関する計画というのは。例えば、教育というたら南あわじ市の教育行政の基本的な方針であるとか、そういうものは計画の一番最たるもの、教育目標であると、その辺のことを言うとんのか、ちょっとこれわかりにくいんで、大体教育のことは、大体そういう国のあれからしても教育の政治からの独立とか言われとって、地方では教育委員会制度ありまして、教育委員さん中心に市の教育政策等は審議して決めていきよるといような体制あるんで、それがここに議会の議決ということになってきとんでこれはどういうことかいなど。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局課長（垣 光弘） 他市の事例ということで、この96条第2項で議決するものとしての部分の中で教育に関するものとしては、教育振興基本計画というものが挙げられている市がございました。それともう1つは、うちの市でもある教育施設再編計画、これも議決事件として挙げている市もございました。

以上です。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今のあとのほうのね、教育施設再編計画とか施設のそういう外枠のことやな。この予算も明確によると。そういうのはもちろん議会の議決が必要と思うんですが、教育内容に関しては、やはりこれは日本は戦前からの大きな反省のもとに、戦争の具に教育はされないというようなことから、一定の独立性を保って戦後ずっとやってきとると思うねんね。だから、余り一々教育に関することを基本的な計画とか、今、大阪なんかがちやがちやその辺のこともさわってるような動きがあるんですが、あれは我々から見よったら、大きなちょっと逸脱行為ではないかというのは個人的に私は思っとるんですね。そういう形になってほしくないなど。やっぱり、教育は教育として教育委員会なり学校現場で基本的に、金のつくやつはこれは議会でよしよとバックアップしていきたいと思うんやけどね、その辺のことをちょっと具体的にどんなことまでいうとんのかなと心配になってきたんで。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。この9条というのは、今までやってなかったことを改めて。

久米副委員長

○久米啓右副委員長 具体的に7つの項目を挙げて、執行部側に議案として提案してこいというのか、それとも単純に基本構想の策定や計画をするときに、必ず議決事件について協議して、議会の議決を要するものを取捨選択していくかという、そっちの方から話して行って、どちらになるかということになったら、それぞれもうちょっと細かい審議をしたほうがええかなと思うんですよ。もともと議決せんでもいいわけですよ、今はね。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 最近では障害者福祉基本計画、介護保険基本計画、さまざまな基本計画書がレターケースにぽんとほり込んでありますわな。結果通知みたいな話に終わってしまってるんですよ、下水道にしても。それはいかんでないかということでないかと思うんです。だから、例えばその教育振興基本計画であっても、それは学校施設に関係することもあるかもわからない。あるいは、学級人数に関するかもわからない。それは何かわからないんですよ、教育内容、「君が代」「日の丸」をもっと強制的にせいというようなこともあるかもわからないし、それはどんなようなことなのかかわからないけれども、それはもうノーチェックで通っていくということがいいのかどうなのかという、そういう話じゃないかと思うんですけども。久米副委員長言いよったようなことやと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、さっきのこの9条の(6)やけど、教育に関する計画よな。これやったら、この今言うボーダーを踏み越すような感じにも受け取れないことにもならんねの、これやったら。いわゆる行政として、一つの垣根を越えていくというようにも理解する可能性があるんで、文言として教育環境に関する計画とか、何かそういうような文言にちょっと変えといたほうがいいん違う。環境というたら、今言うた何十人学級やいうことも環境に入っていくと思うんや。何十人学級にするというやつもな。やっぱり、教育環境に関する計画というのは、これは市としての責任あることやからな。

だから、その外的事項というのはいわゆる教育環境であると思うんやな。行政が一步踏み込んではいかん、いわゆるアンタッチャブルの世界というかな、あそこは。ハードルの高い低いは別にして。私はもうちょっとええ言葉があるのかどうかかわらんねんけど、教育環境に関する計画というように、ちょっと文言変えること研究してみたらどない。

○柏木 剛委員長 その前にね、私もこれだけは皆さんの方向だけ示唆したいんですけ

ど、蛭子委員が言われたように、こういう条例が入ってるとこと入ってないところがあるんですよ。これは新しい、本当にいったらどっちかといったら、京丹後はこの前ここで講演してくれたときにあったんですよ。計画を議決事件にするということは大変な作業を伴うし、ただ市民のためにはやっぱりそれは必要なことかもしれないし、ある計画に対する責任も持つという話にもなってくるんですけど、非常に大きな部分で入れてる市もあるし入れてないところもあるんですよ。

印部委員。

○印部久信委員　　けどな委員長、やっぱり特に、今、日本国中こういう地方の場合は過疎化があって、小中学校の統廃合やということがいろいろ言われることにおいて、この学校の統廃合とかもろもろ、この教育環境というのはやっぱり行政としてやっていかんといかんこと違うの、きちっと。

○柏木 剛委員長　　すいません、私の質問はもっと教育に限らず、計画についての議決権を入れるという意味で、教育以外にもっともっとありますね。確かにおっしゃるとおり、ぼんぼんと本がつくられて、製本されたやつがもらうだけでいいのかどうかというところからちょっと話を考えてほしいなと思うんです。

○印部久信委員　　しかしこの第9条というのは、こういう計画とかそういうものについて、やっぱり議会の議決は必要だろう。

○柏木 剛委員長　　今は全然ないです。

○印部久信委員　　いや、けどやっぱりこういうことは必要やと思うぜ。

○柏木 剛委員長　　そこら辺なんですよ。そうなんです。
印部委員。

○印部久信委員　　今、財政健全化計画か、今の言うてた。あれは報告だけか、あれは。

○柏木 剛委員長　　報告だけですな。
事務局。

○事務局課長（垣 光弘）　　この前の定例会で出された財政計画については、任意の計画、南あわじ市の財務部が作成している計画ということです。

○印部久信委員 ということは、執行部はこういうことを思っておるということか。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 さっき森上委員も言われとったけども、それは確かに行政と教育行政というのは一線を引いとんの、それは自治法上そういうことがせないかんねんけども、現実には行政と、教育長を任命するにしても、これは市長の気にいらん者が教育長になったりした例はないねん、これまで。ということは、教育委員もおられますけども、ほとんどがそういうような形でいきよるわけやな。そやから、やっぱり議会の、踏み込んだことはできへんけども、やっぱり監視機能というか、それは絶対必要やと思う。議会のいろいろな面で。そんなんでも文教委員会もあるんであって、そういうことでそういう機能というか、やっぱり監視する機能というのは大事やなと思います。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この条文を、もし仮に載せて議決したいということになると、執行部抵抗してくると思うんですよね。それはもうやめてくれと。議決せんというのが一番楽ですから、執行部の考えどおりにできるということなんで、これを一方的に議会としてこれを議決事件にせえというて言うていくとなるとかなり遣り取りがあると思うんで、その辺から考えて、我々もどこまで議決をさせと、向こうは「いや、まあ」というようなことで、その辺を考えるとこの条文つくつとかんと、ここがちょっと難しいところになってくると思うんですよ。だから、教育問題もそうなんやけども、全体のことを考えて議論をまずやってから、教育のことは教育のことでやっていけばええかなと。ですから、別案でうまく逃げて議会と執行部で協議するのか、はっきりと7項目を挙げて議案として挙げてこいというのかという、どちらか南あわじ市として条文にしようかということをもまず議論したらええかなと思います。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、久米副委員長おっしゃったこと、私も基本的に思うんです。さっき言いよったように、教育問題一つとってもそうですし、さっき蛭子委員もちらっとおっしゃったように、財政健全化計画か決意表明云々と、それから福祉の問題とかいうようなことを全部、その辺の線引きは難しいんやけども、ある程度の計画みたいなものも議決案件として出してきたら、やっぱり執行部もなかなかえらいん違うかなと、いろい

ろな面だね。だから、今、私もずっと見よったら、全国ネットやその基本構想、この辺が入れるかどうかというようなことは一つの焦点になっとなったように思うんですよ。市の基本構想云々というような、策定、変更に関することと、第9条別案で書かれてるような、この文言で私はいったらどうかなと思うんですね。これは一つの、執行部に対する大きなプレッシャーにもなると思うし。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、議会は議会基本条例つくることにおいて、我々の基本的な考えは、こないしたら執行部が困るだろうやいうことの考えが根底にあったらうが悪いと思うぜ。議会として必要なものを基本条例で決めよんねんから。そうでないと、執行部にこないしたら、向こうが飲みにくいだろうやいうことを議会改革のこの中で決めるんやったら意味ないで。議会として必要なことを決めよんねんから。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 要するに、やっぱりこの基本条例をつくるにおいても、ある程度執行部とその辺の一定のコンセンサスのもとにつくらんと、全く我々だけの発想で出すというのもちょっとやっぱり。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待ってよ、ほんなら市長の反問権というのは執行部側から言うてきたんか、反問権つけてくれと言うてきたんか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 今しよる議論は、ちょっとその反問権とはちょっと違うんですよ。地方自治法に、議決しなくてもよいという法律があるんですよ。その法律を超えてしようかという問題はここだけで決められへん。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、議会として絶対必要と思うことを議会基本条例でやりよんねんから、そやから法律を超えてできらんものを議会基本条例でそんなことできるか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ですから、この条文だけは、その自治法を盾に、執行部はこの条例は無効ですと言うてくる可能性もあるわけです。そやけど、そこをやっぱり話し合いと
いうのをまずしとかなないと、我々が一方的にいくと負けますよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、負ける勝でなしに、あくまでも自治法の枠の中で議会基本条例
というのをつくりよるんだ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 いや、これは自治法を超えた、協議してするということですよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、ちょっと待って、自治法を超えたことを議会基本条例でやれる
か。それはちょっと待ってくれよ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 超えたんは間違いです、超えたことはできません。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 できへんだろ。それで、我々は自治法の中で、議会の中で我々が必要
とするものを議会基本条例として決めていかんないかんねん、条例化せんといかん、これ
議員提案だ。そやから、議員提案する場合において、こないしたら執行部は困るだろう、
これはうが悪いんでないだろうかということを前提に議論しよつたらあかんと思うな。議
会として必要と思うことを議員提案していくんだらう。

○柏木 剛委員長 ステップとしては、一たんそういうことかもわからんですけどね。
印部委員。

○印部久信委員 自治法の枠の中で、うちの議会としてこれは必要やということやっていきよんのであって、それは執行部に対して、こんなこと議会で決められたら弱ったなと思うこと当然あるよ、当然。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、96条の2で議決事件の拡大ができるとなつとるわけなんで、そこに何を入れるかの問題なんですよ。だから、それがこの前、例えば広報で見に行った播磨町やったか太子町やったか、基本条例通そうと思ったときの最後の執行部との詰めところが詰まらないで、結局流れてしもて議会の改正になったという話がありましたけど、やっぱり最終詰める段階ではすり合わせしとかんと、今、久米副委員長なり言うたように、一応こっちからの案と執行部の了解等はある程度とつとかんと、こっちの案つくるのは勝手につくったらええですよ。だけど、やっぱり通らへんと、通らへんというか実効性がないう話になってしまうと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 通らへんや通るよりも、我々は議員提案するの自治法の枠の中で提案するのだから、これは議会が必要やからやるのだあな。そやから、執行部にこない言われたらどうこうは別問題や言うねん。それでないと、もう執行部の御用機関になってしまうやな。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと、これ事務局にお聞きしたいんやけども、今、議論になつとることやね、きょう資料にいただいとる流山市の基本条例見よつたら、その8条の前段は大体皆出とんですよ。政策形成過程の説明ということやね。文言もほとんど一緒や。9条のところきたら、流山市以外のほうは、法第96条の第2項の議決事件ということでは、第13条で要するに基本構想に基づき基本計画を策定することとするというようなことしか書いてない。多分ここでも、この議会でもこういう議論が十分なされた上でこういう文言にきとるんじゃないかと思うんやけども、その辺、事務局、もしもそういう流山市以外にこういう13条の成立の経緯わかってたら教えていただきたい。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局課長（垣 光弘） この流山市にあるような、法第96条第2項に規定する部分で議決すべき事件を、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画。これは、多くの市でこういうふうな議決事件拡大ということで規定されてます。議会基本条例の中に規定されてます。ただ、この議決事件についても、昨年8月に施行された自治法の改正により、このもとにある基本構想も今は策定義務の必要がなくなっております。多分、この流山市においても、基本条例のこの部分の改正はもうされてるかこれからされるものかなと思います。だから、この基本計画を策定することをいう部分で、議決事件の拡大されている市は多くあります。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、聞きよんのは、そのほかの、今、我々この案として出とる（1）から（7）までほか云々と、議長が見て云々と、これは流山市以外で全く出てないんですよ。その辺はどないなっとるんかなど。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 森上委員、我々南あわじ市の議会は、この9条を条例化せんといかんのか、うちの議会の我々は。本当に、これを議決するように議会は願とんのけ。願とんのであったら、自治法の中でやっぱりやったらええねんけど、これを実際うちの議会は、ここまで議会議決をせんといかんとここまで思わへんかったらこれいらんのよ。そやから、もし議会在これを議決したいというんなら、執行部はどない思とろうが議会在決めたらええねん。けど、本当に議会在ここまで議決を必要とするのかということや。それで、議会在必要だったら提案したらええねん。執行部は関係ない。

○柏木 剛委員長 それが、きょうの話の一番のとこなんです。
阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、必要であるないというそのものなんやけども、それは極論言うたら、議会在教育面には口出しすなというふうにもとられるわけやな。そやから、私はこの教育に関する計画について、常識的な範囲で議会在介入して、教育方針についてそんなとこへ介入もせえへんだろうし、そのために文教委員会もあるんであって、何もこの教育に関する計画をこれを基本条例に入れても、別にそんな非常識な議員がおるとは思わんと思うんや。そやから、何かこの教育に関するもんはほっとけというふうなそん

な、我々も市民の代表で出てきて、それは教育に関してはそれぞれ違う観点やけど意見を持つとんねんから、当然言うべきことは言うし、当然この中へ計画入れるのが当然であって、そんな口出ししたらあかんような、最後の意見聞きよったらそういうふうにしはとととるねんの。

○柏木 剛委員長 そんなことはないと思います。
印部委員。

○印部久信委員 この7項目よ、議会が皆議決を議員は皆望んどんのけ、南あわじ市の議員は。長年、今までのようにその都度都度議案提案してきたものを、本会議場で提案し、所管で質疑しながら物事を進めていったんでええんと思とる人が多いんか。本当に基本計画から議決せえという議員が多いんか。それやと思うねん。

○柏木 剛委員長 それ次第でこの9条いらないんですよ。そのとおりです。
印部委員。

○印部久信委員 だから、本当に必要であつたら、執行部がどない思とろうが自治法の中でやったらええねん、議会がな。この20人の議員が望むんなら。

○柏木 剛委員長 そういうことです。
最初の出発点はそこから始めないとだめなんです。だから、教育も一つなんです。もっともっといろいろな面のマスタープランとかできてきたときに。
印部委員。

○印部久信委員 これはたたき台か。

○柏木 剛委員長 たたき台です。新しい試みとしてのたたき台です。
印部委員。

○印部久信委員 だから、この議会改革特別委員会のこのメンバーの中で、これは9条は全面削除しようかというたらそれもいけるん違うの。

○柏木 剛委員長 結構です。もちろん結構です。
印部委員。

○印部久信委員　　そうでしょ。そやから、議員がこれを望んだのかということや、南あわじ市の議員が。ここまで議決するということを。

○柏木 剛委員長　　これは、相当先進的なところしかやってないと思うんですよ、実は。この話は。
休憩します。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時15分)

○柏木 剛委員長　　再開します。

この9条について、おっしゃるとおりで、なかなか結論出ないと思うんですが、例えばの話9条別案というのがあるんですけどね。これに関しては、透明性の高い市政の運営に資するため、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更に関することについての議会の議決を行うという、この辺までだったら無難かなという感じもするんですけど、これまでもカットするか否か。どうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　休憩中にカットするという話が出たんですか。この9条は、もうこのままでいくのがいいのではないかなとは思ってるんですけどね。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　言いよんねんけど、これだけの計画やというのは2年や3年でないと思うんで、ある程度長期的な計画になっていくと思うんで、果たしてこの計画を議案として議会在議決するというのは議案として出すほうも難しいし、審議する議会のほうもここまでの議決を我々がしていかなんのかと思うねんの、議員としてよ。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それは、基本的な市の行政の基本計画というのを議論しないで、その場に出てくるもの出てくるものだけを議論するというのはちょっとおかしいのではないかなと思うんですけどね。やっぱり、骨格の部分があつて枝葉があるんだと、幹があつて枝葉がある、そこにどんな花が咲くのかと。そこまで、議員というのは出てる限りは、やっ

ぱりその審議を十分にやって、結果にも議決をしたものの責任というのは、議決をしたものというはずとつきまとってくるものであって、議員のバッジを外そうが外すまいがそれはつきまとってくるものやというふうに私は思ってます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、恐らく出すほうとしても、微々細微にわたって出す、とてもじゃないけどできないと思うねん、長期計画。そやから、極めて大枠なくくりぐらいの基本計画になつとると思います。財政とかそんなんはともかく、こういうほかの農林水産商工とか、そんなやつはもう本当にこういう基本計画やいうものは、本当に画用紙に絵をかきよるようなものしかでけへんと思うねん。これを議会で審議して、議決せんなんやいうものでないと思う。恐らく、どういう計画出していっても、そんな長期にわたる基本的な計画というのは出えへんと思うで。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 でも、基本なんだから、骨格やと思うんですわ。常に障害者福祉計画であったり、介護保険の基本計画であったり、常にレターケースの中にも入つとるわけでしょう。それを我々が見るか見ないは別にして、それに左右されてこういう計画を示したことでいってますということ動いていくわけだから、ある意味でノーチェックでいってる部分結構多いと思うんですね。微に入り細に入りかどうかは、出てくるもの見ないとわからない、結局は出してるものなんだから。だから、それは我々はそこに関心を持って議論をしておくべきであると思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 けど、それを議会が議決せんなん。議決する必要ある。

○柏木 剛委員長 私の考え方ちょっとだけ言わせてもらっていいですか。私はね、やっぱり市民の立場に立ったら、どこまで参画できるか、否を唱えられるかどうかは別にして、そこにはやっぱり市民目線は入れたいなという、議員として。私はそんな思いがあります。ただ、そんなに何でもかでもという計画やつとれんとは思うんですけども、少なくとも10ある計画のうちの何個かというか、感じかもわからんですけどね。

印部委員。

○印部久信委員 そしたら、執行部側でないさかいわからんけど、いろんな基本計画というのは、大体こういう計画というのは10年ぐらいを単位とするんだろう。

○柏木 剛委員長 ちょっと順番に、きょう別に結論出さんでいいですけど、順番にちょっと、久米副委員長どない思いますか。この9条について。

○久米啓右副委員長 結論はちょっと出しにくいのは、委員長のおっしゃられたとおりなんですけども、まず、これに関する条文ね、議決事件の拡大という条文を、まずやっぱり基本条例に列記するののかということと、それと列記するのならば、構想で議決事件拡大構想程度にとどめるのか、もっと詳しくこの7項目のように各計画をするのかという、そういう二段構えがええかなと思うんで、今、蛭子委員と印部委員と議論しとったと思うんですが、要不要の議論だったかと思うんです。その辺で、ちょっとほかの委員さんの意見もお聞きしては。

○柏木 剛委員長 久米副委員長としては。

○久米啓右副委員長 私としては、別案の条文で、余り拡大をしないほうがいいかなという思いでおりますが、条文としてはちょっとほしい。

○柏木 剛委員長 すみません、一人ずつコメントだけいただいて。
熊田委員。

○熊田 司委員 項目によってはええやつもあるかもわかりませけども、やっぱりその都市計画とかになってくると、地域差というか地域の持つ感情によってかなり難しい部分があるのかなと。福祉関係でしたら、逆に全般的なことですから賛成とか審議でもしやすいかもわかりませけども、そういうような項目もありますので、できたらここはさっき言うた別案みたいな形のほうがええのではないかなと。

○柏木 剛委員長 あったほうがええと。

○熊田 司委員 別案のほうがすね。

○柏木 剛委員長 別案のほうがね。
森上委員はどう思われますか。

○森上祐治委員　　私は、さっきから出てるように、基本的な項目ごとのそんなんはもうないほうがええんじゃないかと。計画ということについては、例えばこのたび喫緊のやつだったら財政計画出ましたよね。あれも財政健全化計画ということで動きよって、予想よりもうまいこといきよるから財政計画という形でいこうと。あれも、一々議会に出して議決議論されてしよったら、私は執行部の財政部局なら財政部局の立場に立ったら、そんなん一々がちやがちや言われるんだったら、そんなんもうやめとこうかいなというような考え方になるかもわからないし、やっぱり執行部は執行部で非常に意欲的にいろんなことやれるようにするために、あんまりこの基本的なことを、今言ったように、10年ぐらいの構想もあるだろうし、4、5年の構想もあるだろうし、少なくともこういう計画というのは、市長がかわったらまたころっと変わるような可能性もあるようなやつも少なからずあると思うねんな。その辺のことを一々議会が、今、印部委員がおっしゃったように、議決する必要があるんかというような感じは私もいたします。だから、あとの9条のこの総合的なことを入れといたらどうかなど。

○柏木　剛委員長　　そっちだったらいいと。

○森上祐治委員　　ぐらいだったら。

○柏木　剛委員長　　はい。
原口委員、いかがですか。

○原口育大委員　　基本構想自体を、市のほうがもうつくらいでもええというふうに自治法が変わってしもとるんで、私としてはやっぱりつくってほしいなというのがあって、つくってもらえる方向でいって、それを議決するということに持っていくべきかなと。つくってくれなかったら議決のしようもないんで、まずつくってもらわないかんと思います。9条の別案のほうの、どっちかというですとね、ほうでそういうことをうまく盛り込まれて、これでいけば2項のほうで基本的な計画という部分もあるんで、基本計画についても、入れようと思えば協議して入れることができるふうになると思いますんで、そういう柔軟性を持った形でいくのがよいのかなというふうには思ってます。

○柏木　剛委員長　　ということは、どっちかと言いますと、印部委員はどうでしょうか。もう一回改めて。

○印部久信委員　　私は、市はあらゆることについて長期ビジョン持つのは当たり前やな、そんな。そんな行き当たりばったりで行政進められたらかなわん。長期ビジョン、

すべてのものを持つとるんよ。それで、そのために執行部はそれぞれ協議したらええんや。それを議案提案してきて、審議して、議決までせんなんのかということをお願いするねん。

○柏木 剛委員長 そうです。ということはいらなという。

○印部久信委員 計画はいるぜ。執行部は当然せんなんねんけど、我々は議会としてそれを審議して議決、議決やで。その計画は、結局だめですよということもあるねんで、議決やから。そこまで議決せんといかんのかなと、長期的なことについて。それで、我々執行部から出してきたことに対して審議する場合には、我々もそこまでの審議ができるんかなと思うねんの、結局。執行部から出してきたものについて審議。聞くことはできても、議決はできないよ、なかなか。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。
原口委員。

○原口育大委員 さっき、ちょっと休憩中に基本構想の設定期間とかも決議しよったんですけど、別に通常10年で作って、前期5年後期5年になつとるんですけど、それも別に10年という区切りはないと、20年でもええという話でした。結局、今、印部委員言うたように、市として長期計画持ってないはずがないんで、やっぱり持たないかん。

ともう1点は、コンサル任せになってしまうようになっていたららんわけで、以前大野城市が、やはり自分らだけでも基本構想からつくったんやね。だからそういう意味では、やはり基本構想はきちっと長期計画として持つとってもらわなあかんわけやし、長期計画の行き着く先については、やっぱり一たん議会が議決するというのは当然あってええことやと思います。

○柏木 剛委員長 ということは、少なくとも印部委員を除いては、やっぱり少なくとも議会としても基本的な計画に対しては責任を負うべきであると。従って、議決に追加すべきであるという感じはという意見かと。ただし、表現的には個々のこの計画この計画といわずに、重要な計画と思うんですが、その辺でどうでしょうか。

○印部久信委員 ということは、執行部が交代あった場合は、この議決というのはどないなる、効力は持つとんのか。

○柏木 剛委員長 持ちます。
原口委員。

○原口育大委員　　まちづくり基本条例とか自治基本条例の中で、その計画の期間を市長の任期に合わせずような動きもあるところがあるんですよ。だから、ある意味短い部分については、それは自分の4年なら4年の間でやれることを言うたらええと思うんや。だけど、一応4年でやることは決めたとしても、やっぱり10年20年先のことも考えての4年やと思うんで、それは当然出してこなんたらおかしいというふうに思います。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　市長かわったら変えたらええ言うたら、そんな計画やこと、あつてないようなもんでえかの。そやから、議決せえでも、長期ビジョンはつくつといたらええというのは当然出していかんなんねん、市というのは。あらゆる施策に対しての長期ビジョンというのはなかつたらこれはあかんの当たり前や。これは、執行部で当然協議してもうて、またそれは議員の全員協議会等において報告してもうたらええんであつて、それを議員が質疑してこの計画を変更させたり、何かして議決するということまでせんといかんのかな。議案として出てきた場合、否決も当然あつて修正もあるねん。そうだろう。だったら、全員協議会で、市はこういうような構想を今このことについては計画で進めていきますという、そういうような議員に対する報告でええん違うん。

○柏木 剛委員長　　この件は、ちょっとすみません、印部委員のおっしゃることも物すごくよくわかるし、多分これに取り組んでる市も少ないかと思うんです。だから、京丹後市が一番先行してやってるかと思うんで、あのあたりももう少し研究して、本当にどの程度意義があるんか、大変なんかということももう少ししましょうか。ちょっとそこは。

事務局。

○事務局課長（垣 光弘）　　京丹後市の部分について少し調べました。京丹後市は、基本条例運用基準というのを、議会基本条例制定後速やかにつくっております。その中で、議決事件の拡大について、うち今9条の今挙がってる部分はほぼ京丹後市の条文かなと思いますけれども、その中で、京丹後市はおおむね48の長期計画、基本計画を抽出して、37の基本計画、長期計画を議決事件と執行部とのすり合わせの中で決めております。

それともう1つ、この京丹後市とよく似た基本条例、議決事件の拡大をつくつとある九州の市議会ですけれども、1年以上たつとるんですけれども、執行部とのすり合わせもなく、京丹後市と同じような条文なんですけれども、この議決事件の拡大ということで議決した案件はまだないというふうな市議会もございました。

以上です。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。実体的にはそういうところですね。条文はつくったものの、なかなか執行部との関係で上程されてきてないというところもあると。京丹後市だけが突出してやっとなという感じかもわかりませんね。

じゃあ、この件はちょっと、きょうはこの辺が一番山かと思ってはありました。もう少し、本当にこれは南あわじ市にとって必要な部分かどうか、もうちょっと京丹後市のことも含めて、やっぱり意義があることなんかどうか。だから、相当ぼやかす感じで入れとくという考えもあるかと思うんで、ちょっとそのたぐいはまた次回までの持ち越しにさせてもらっていいですか。

はい。じゃあ、第9条ちょっとそれでおいて。あとは、できれば時間を駆け足的にいきたいと思いますが。

第10条、法定外の執行機関委員の就任。

第10条、議員は二代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとするということです。

印部委員。

○印部久信委員 これは、今、南あわじ市の議会の場合は、この条例がないにかかわらず議員の中で自主規制されて、これはもう既にやっとなことやと思うねんけどな。そやから、これについては問題ないん違います。

○柏木 剛委員長 問題ないというか、いるのかいないのかということでしたらあってもいいのかな。

わかりました。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 印部議員さんの言われたように、もう南あわじ市の表ではそういう形になってます。ただ、申し合わせでそういう形になってますので、できれば条例で規定しといたほうが、今後も引き続きこういう方向でいくのであればよいと思います。

○柏木 剛委員長 じゃあ、その線で丸にします。

第5章、委員会活動の強化というところで行きます。

（委員会活動の強化）

第11条、委員会は、市政の課題に迅速に対応するため、専門性及び特性を生かした運営により機動力の向上を図るものとする。

2番、委員会は審査にあたっては、議員相互間の委員間討議を行い論議を尽くして合意形成に努めるものとする。

3番、委員会の審査または調査にあたっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うものとするという3つです。

これについていかがでしょうか。

熊田委員。

○熊田 司委員 この専門性及び特性を生かした運営というのは、はっきりとしてイメージ的に浮かばないんですが、これどういうことをいうんですか。

○柏木 剛委員長 総務は総務、文教は文教という意味の専門性というふうに、その大きな範囲の専門性、そういう範囲でとらえとるのですけども。総務委員会、文教委員会、産建委員会、そういうことでやっぱりその専門性という。そんな感じの程度なんですけどね。

熊田委員。

○熊田 司委員 もう1つ、そしたら機動力の向上というのはどういうことなんですか。

○柏木 剛委員長 ちょっとわかりにくいね、この言葉。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 専門性というのは、やはり所管が分かれている特別委員会については、特に特定のものを審議するというようなことだと思います。特性を生かした運営によりというのは、本会議ではやっぱり参考人、今度の自治法改正で本会議でも参考人の招致は可能となりますが、今のところ参考人招致公聴会等については、委員会のみでできるというような規定になってますので、そういうことを行うというようなことも特性でありますし、専門的知見の活用なども委員会できると、それは委員会の特性となってくるかと思います。運営により機動力の向上というのは、やはり少人数でいろいろな審議、審査を行いますので、現地へ行くことも委員会では可能ですし、やはり本会議は招集されてはじめて本会議を開けることにはなりますが、委員会は委員長の「あす招集します」という一言で委員会を開くことができますので、その辺が機動力の向上ということになります。

それともう1つ、委員会の審議については、本会議のようなきちんと型にはまった規定ほど規定はございません。ある程度自由に執行部との遣り取り、議員さんとの意見交換、討議もできますので、そういうことを含めた中での、この委員会制度の意義というんですか、この条文は。委員会の意義という言葉は適当かどうかわからないんですけども、意義

というようなことを述べているんやと思います。委員会についての規定を、今、委員会条例というのがあるんですけども、委員会条例ではこのようなことが述べられていませんので、南あわじ市議会の委員会はこういうふうな活動の強化をしていきますよということで、このここに案として挙がってるということだと思います。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 よくわかったんですけど、第2項になるのかな、委員会は審査にあたってはとなってるんですけど、さっきから審議があつていろいろ言葉があつたんですけど、審査というと議案の審査というふうに考えていいんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この審査というと、やはり議案の委員会での審査になると思います。この部分は、委員間討議を行い議論を尽くし合意形成に努めるものとするというふうなことでなってますので、議案の審査にあたっては委員間討議を行って、その後に表決を行うというふうな、合意形成には努めたあとで表決を行うというふうな形になります。でなくて所管事務調査については、通常調査というんですけど、それについては付託案件の審査でなくて、所管事務調査というのは、本来議員さん同士の問題点を取り上げて、議員さん同士で討議をした中で疑問点が出てきたら執行部の出席を求めて質疑をするというふうな流れが所管事務調査の本来の流れなので、あえてこの部分に審査及び調査にあたってはという表現は、これは私の思いなんですけど、なくてもいいのかなというふうには思っておりますが、それも議論していただいたらいいかと思います。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局長（高川欣士） 今、審議と審査ということで、これもちょっと法的というか、議会で使われてる言葉で、その審議とは本会議における意思決定までの過程ということで、自治法上でも議会の審議のための説明員として121条で執行部はということで、本会議では審議という言葉を使います。委員会の場合は、委員会における意思決定までの過程を審査というふうなことで、そういう使い分けをされておるといふふうには。これは基本といえば基本なんですけど、ですから、普通そういう使い分けはなかなかしないんですけども、審議と審査といわれるときには、本会議では審議、委員会では審査というふうなことが言われております。

○柏木 剛委員長 原口委員、その2項はそういうことでよろしいですか。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） それと11条ですけども、迅速に対応するためという案になってるんですけども、他市の条文を見てましたら、迅速かつ的確にとか、迅速かつ適切にとかいうふうな規定になってるところもありますので、その部分についてもちょっと検討していただけたらと思います。

○柏木 剛委員長 それは入れても問題ないですね。

的確に、それは入れましょう。それは入れても別に。わかりました、ありがとうございます。

そしたら、この第5章、委員会活動の強化は、この3つぐらいを挙げておくということで一たん進めます。

第6章、政務調査費の執行及び公開。

（政務調査費の執行及び公開）

第12条、議員は、政策立案または提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行にあたっては、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年南あわじ市条例第25号）を遵守しなければならないという。政務調査費についてあえてこの文が入ってるということです。

よろしいですか。

この、条例の中で、収支報告をつくるための話はそっちに含んだらということですね。その話はね。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この条例の中で、政務調査費による活動状況及び支出の状況についての公表の部分はないんですけども、今まで議会改革特別委員会で調査してきた中で、政務調査費をホームページと議会だよりで公表しています。なおかつ、閲覧できるように、事務所のほうでその領収書までも閲覧できるような条例改正もしております。ですから、公表することについての第2項に規定を追加したらよいのかなと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 公表に関してね。はい。

そうしたら、もう既にやっとなんですけども、もう別に定める基準により政務調査費の収支報告書の作成とか、あるいは公開を行うというようなこと、そういう感じのことが入ったほうがいいんじゃないかということですね。これはまたそれなりの基準があるわけで

すね。基準というか、申し合わせかな。わかりました、その辺の一任してください。

次、いきます。

第7章、議会の機能強化。

(議会の機能強化)

第13条、議会は、議事機関の機能を十分に発揮するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

2項、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

3項、議会は議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

4項、議会は、審査、諮問または調査するため必要があるときは、議決により学識経験者を有する者等で構成する附属機関を設置することができる。

5項、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、また議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

6項、議会は、議会図書室の充実を図るよう努めるものとするという。

以上です。

この辺はどうでしょうか。抜けてる、あるいはもっと表現とかあれば。

原口委員。

○原口育大委員 4項になるんですけど、附属機関のことですけど、これ100条の2の附属というか、それとどういうふうな関係になるんですか。そのものを言うところわけですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この部分は、100条の2の専門的事項にかかる調査機関の設置ということで、自治法100条の2にかかる分です。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、設置することができるというのはもう自治法にあるわけやから、それを積極的に活用するとかです、そんな何か活用のほうに向けたような文言にしたほうが、何かせつかく決めるんだったらええような気がしますけども。

○柏木 剛委員長 はい。積極的に活用するものとするとかいう、そういう感じのほう

がいいんじゃないかということですね。

原口委員。

○原口育大委員　　することができるというのはもう自治法であるんだから、活用に触れたほうがええような気がします。

○柏木 剛委員長　　設置じゃなくてね。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　原口委員の言われるようなことでいいと思いますけども、ただ1つは、これ附属機関の設置となってるんですけども、自治法100条の2の規定では、専門的な事項にかかる調査を学識経験を有する者等にさせることができるというふうな規定になってまして、ダイレクトに附属機関の設置ということをやったってございませぬ。ただし、地方制度調査会のほうの答申では、それを大きく解釈してそういう方を何人か寄って、附属機関としての設置して調査とか報告を求めることも可能ですよということをやられてます。ですので、附属機関を設置することができるというふうなことを、この条文で規定して固めておく方がいいかと思います。ただ、先ほど原口委員が言われたように、積極的にとか活用とか、そういう文言も必要かとは思いますが。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　附属機関という場合と、専門家にお任せするという場合と大分違うと思うんですね。附属機関という場合は、結局その委員を選任すると。どなたにお願いするかというメンバー選定というのは、かなり幅広いものになるかと思うんですけども、先ほども専門委員というのは何か業務委託のような印象がありますので、その附属機関というこの内意は残して、活用するという考え方というのは必要かなというふうに思いますけども。

○柏木 剛委員長　　この辺は、また言葉、設置し積極的に活用することができる、こんな感じですか。言葉としては意味があるということですね。はい、わかりました。
ほかに何かありますか。議会の機能強化ということですね。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　あと、この第5項ですけども、議会は議員の政策形成及び立案機能の向上を図るためというふうな文言になってるんですけども、これ議員のという

のは、事務局の機能としては議会は政策立案機能を充実させる、議会はとなりますので、能力でなくて機能という文言に変えて、例えば、議会は政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うためというふうな流れに変えていただいたほうがいいかなとちょっと思ったりもしますので、検討をお願いしたいです。

○柏木 剛委員長 もう一回言ってくれます。5項。

○事務局次長（阿閉裕美） 議会は、政策立案機能を充実、向上というか充実のほうがいいかなとちょっと事務局的には思ったんですけども。させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実及び組織体制の整備を図るものとするというふうな、ちょっとこれは事務局の案で検討をお願いします。

○柏木 剛委員長 わかりました、それで一たんいきます。短くなってわかりやすくなりましたね。

次いきます、いいですか。

（議会広報の充実）

14条、議会は市政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に市民に対し公表するとともに、市民からの意見・要望等を取り上げ、その内容及び対応について市民に周知するよう努めるものとする。

2項、議会は議会だよりをはじめとして、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市民に関心を持つよう議会広報に努めるものとするということです。

どうでしょうか。いいですか、次いきましょうか。

第8章、議会の政治倫理、身分及び待遇。

（議員の政治倫理）

第15条、議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2項、議員は議員の政治倫理に関して定めた「南あわじ市議会政治倫理条例」並びに「南あわじ市政治倫理条例施行規則」を規範とし遵守しなければならない。

さっと一気にいきましょうか。

（議員定数）

第16条、議員定数は「南あわじ市議会定数条例」に定める。

2項、委員会または議員が議会定数の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮の上、明確な改正理由をして提案するものとする。

次、（議員報酬）

17条、議員報酬は「南あわじ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に定める。

2項、委員会または議員が前項の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮の上、明確な改正理由を付して提案するものとする。

一気にここまで、議員の政治倫理及び身分及び待遇ということでした。

よろしいですか。こんなところで。

そしたら次いきます。

第9章、最後です。

最高規範性を見直し手続。

（最高規範性）

第18条、この条例は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則等を制定してはならない。

2項、議会は議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

（他の条例との関係）

第19条、この条例は議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等との整合を図るものとする。

（見直し手続）

第20条、議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を行うものとする。

2項、議会は前項の検証の結果、及び社会情勢の変化、法の改正等を常に考慮し、この条並びに関連条例、規定等の改正が必要と認められる場合は適切な措置を講じるものとする。

3項、議会はこの条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

以上です。第9章。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 18条の第9章、最高規範性を見直しの手続の最高規範という文言18条にも入っておりますが、これ他市の条例は入ってないところも割合あるんですけども、その最高規範というのはちょっと議論してもらいたいです。

○柏木 剛委員長 はい。いかがでしょうか。この辺はおっしゃるとおりで、入ってな

いところもあります。こういう言葉を使ってないところもあります。

原口委員。

○原口育大委員　　今、せっかく言うてくれたんですけど、僕も最高規範というのは、入れるんだったら入れるなりの何か手続を踏まんとかあかの違うかなというふうな気がしてるんで、通常の決め方で今からどういうふうになっていくかですけど、パブリックコメント聞いたり、フォーラムしたりして決めていくという通常のやり方でいくんだったら、もう最高規範というのはとっといたほうがええん違うかなというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長　　その理由は。

原口委員。

○原口育大委員　　結局、最高規範というてしまうと、ほかのものよりもこの条例が上にあるという話になってしまうんで、ここに書いてあるように、ほかのものはこれを超えて決めたらあかんみたいな話になってしまうんで、条例はあくまで横並びやという考え方のほうがすっきりすると思うんです。ただ、ほかの市でいろいろなところがやっぱり最高規範という言い方をしとるんですけど、これはちょっとなかなか難しい話ですけど、最高規範とうたうんやったら、例えば選挙のときか何かに住民投票と合わせてやってしまえよと、そしたら最高規範いうてもええん違うのというような意見があって、僕もそれがもしできるんだったら画期的やなと思うんですけど、それ以外だったらなかなか最高規範というて言うてしまうのはちょっと変かなというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長　　そこは、だからもう18条そのものがばっさり削っていらないと。第9章としては、他の条例との関係と見直し手続だけにしたらいいんじゃないかということですね。それが、ほかの市にもそんな例がありますね。18条、この2、4、5行ばっさり消して、第9章の見出しを他の条例との関係及び見直し手続というような、そんな感じでちょっと直しときます。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　最高規範性を切り捨てしないところでは、第9章補則として他の条例との関係と見直し手続の規定を行っております。

○柏木 剛委員長　　わかりました、第9章補則とします。最後補則です。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　基本条例の重みということかと思うんですが、他の横並びというようなものでもないように思うんですね。これだけ時間もかけて、議論もしてきたものですから、それなりの重みを持ったものにしとくほうがいいのではないかと思いますね。ですから、憲法では3分の2というような、本当にそういうようなこともうたっておいたらいいのではないかと、みずから縛っておくと、条例の中にね。だから、何かやっぱり重みのあるもののほうがいいように私は思います。

○柏木　剛委員長　　はい。この辺また難しいですね、調整が。
どうですか、今のことに対して。あえてもう一度。
原口委員。

○原口育大委員　　一応、この名称自体が多分基本条例ということになると思うんですよ。印象としては、もう基本条例という名称からしてちょっと重いんかなという感じは受けてもらえるん違うかなと思うんですけど、ただ、今その3分の2ということは、改正に必要なのが3分の2ということですかね。それは、一考に値するとは思いますが、それは決めたらいい話なんで、一考に値するかなとは思いますが。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　ちょっと事務局に聞きたいんですけど、地方自治法の3分の2、採決のあれやな。あれは、議案に対してどのような議案というやつ、特定されとんのか。

○柏木　剛委員長　　事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　特別多数決については、自治法のほうでもう規定されていますので、それによって通常は議決というのは過半数になるんです。特別多数決については、自治法の規定があってはじめて特別多数決というのを議決ということになってきますので、この基本条例をというの、ちょっと調べてみないとわからないんですけど、独自に条例の中に3分の2以上とかいうことをうたい込んで、特別多数決とできるかどうかというの、ちょっと調べてみないとわからないんです。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　もうちょっと聞きたいんですけど、その特別多数決というのは大分項目があるの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 順番に言うていきます。11あります。

事務所の位置の決定または変更。これは、3分の2以上の者の同意が必要となります。これは、定数の半数以上が出席して、これは通常ですけども。

次が、直接請求に基づく副市長、選挙管理委員、監査委員の解職。これは、自治法87条第1項になります。在職議員の3分の2以上が出席して、出席議員の4分の3以上の者の同意が必要となります。

議会の秘密会の開議、自治法115条第1項。これは出席議員の3分の2以上の者の賛成が必要です。

議員の資格決定、自治法127条第1項。これも出席議員の3分の2以上の者の賛成が必要です。

議員の除名、自治法135条第3項。在職議員の3分の2以上の出席で、出席議員の4分の3以上の者の同意が必要となります。

市長の異議により提出された条例または予算の再議、これも自治法176条第3項。3分の2以上の同意が必要です。

市長に対する不信任決議、自治法178条第3項。在職議員の3分の2以上の出席で、4分の3以上の者の同意が必要です。

解職後再び行う市長に対する不信任決議、これも自治法178条第3項ですけども、3分の2以上の出席で、出席議員の過半数の者の同意が必要となります。

重要な公共施設の廃止または長期かつ独占的な利用の許可、自治法244条の2第2項。これは3分の2以上の賛成。

教育委員会委員解職の直接請求に関する同意、教育委員会に関する法律の第8条第2項。3分の2以上の出席で4分の3以上の同意。

議会の解散、これは議会の解散に関する特例法第2条第2項。在職議員の4分の3以上、出席議員の5分の4以上の者の同意が必要となります。

以上です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになったら、これは特別なものにするというたらまた難しいの。そやから、通常の条例と同格でいかんとややこしいの。自治法の範囲を超えてるの。

○柏木 剛委員長 そしたら、18条削って。

じゃあ、蛭子議員さんそういうことで。

いずれにしても、きょうは最後まで通したということにすぎないんで、まだまだこれからもう少し、もう2回3回で、皆思いつく範囲で追加または修正が必要だと思います。それはもう少し時間をかけながらやっていきたいと思いますので、まずは一たん最後までできたということで、これがこれなりに一たん整理しようと思います。また、次回改めてこの辺をもう一度見直すか、あるいはこれから先の次の展開をまた考えていきたいと思いたすんで、ありがとうございました。

そしたら最後に、あと視察の関係の資料をちょっとお手元にお配りしておりますので、また行くまでに、特に会津若松市は50ページほどの資料がどんと送ってきまして、視察の質問項目はあらかじめこれ読んでおけばできるというような格好で来てますんで。あと、流山市のほうもそんな話が来てます。会津若松市は、こんな本まで出してまして、議会からの政策形成ってこんな本も出してまして、なかなか何でも来いどんと来いという感じで、一番先端をいっとるということで、いろいろなことに対する勉強は大分できると思います。流山市もいろいろの面で勉強できると思いたすんで、当日そういうことで、事前に読んでおいてもらってということをお願いしたいと思いたす。

本日は、えらい長時間にわたってありがとうございました。

これで閉会します。

(閉会 午後 4時05分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 4月10日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛